

III 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例

(1) 特例の概要

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供しがつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110 万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円（その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

- （注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。
2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が 20 年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2 の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、30 ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

2 住宅取得等資金の非課税

(1) 概要

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下 2 において、この特例を「新住宅非課税」といいます。）。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注）

贈与年分 住宅の種類	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
省エネ等住宅（60 ページ参照）	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
上記以外の住宅	1,000 万円	700 万円	500 万円

（注）最初に新住宅非課税の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた年分に係る金額が受贈者ごとの非課税限度額となります。

なお、既に新住宅非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。